

# 唐津市地方創生移住支援事業補助金交付要綱

令和2年2月4日

告示第18号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、本市の人口減少対策及び法人の人手不足の解消に向け、人口の一極集中が顕著な東京圏から本市への移住・定住を促進するため、東京23区に在住又は在勤していた者のうち、本市に移住し、就業又は起業を行った者に対し予算の範囲内において移住支援金（以下「補助金」という。）を交付することに関し佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領（令和元年9月19日付けさ創第1360号佐賀県地域交流部さが創生推進課移住支援室長通知）及び唐津市補助金等交付規則（平成17年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。
- (2) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち条件不利地域を除いた区域をいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村及び平成22年国勢調査時点から令和2年国勢調査時点の人口減少率が10%以上の市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (4) 転入 本市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により転入の届出をすることをいう。
- (5) 大学等 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校その他の高等教

育機関をいう。

(6) 県要領 佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領（令和元年9月19日付けさ創第1360号佐賀県地域交流部さが創生推進課移住支援室長通知）をいう。

(7) 一般就業 専門人材就業以外の就業をいう。

(8) 専門人材就業 内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業することをいう。

(9) 同一世帯 住民票上における同一の世帯をいう。

（補助対象者）

**第3条** 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、申請時において第1号に規定する要件を全て満たし、かつ、第2号から第5号までに規定する要件のいずれかを満たす本市へ移住をした者とする。

(1) 移住等に関する要件 アからウまでの全てを満たしていること。

ア 移住元に関する要件 次の全てに該当すること。

(ア) 転入した日（以下「転入日」という。）の前日までの10年間のうち、通算5年以上東京23区内に在住していたこと又は東京圏に在住し、雇用保険の被保険者、法人経営者若しくは個人事業主として東京23区内に所在する勤務先に通勤をしていたこと。ただし、東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内に所在する企業等に就職した者は、当該通学した期間を移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 転入日の前日までに連続して1年以上東京23区内に在住していたこと又は東京圏に在住し、雇用保険の被保険者、法人経営者若しくは個人事業主として東京23区内に所在する勤務先に通勤していたこと。ただし、東京23区内に所在する勤務先への通勤の期間については、転入日の3月前までを当該1年の起算点とすることができる。

イ 移住先に関する要件 次の全てに該当すること。

(ア) 令和元年10月1日以降に本市に転入したこと。

- (イ) 佐賀県において、県要領に定める移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。
- (ウ) 補助金の申請時において、転入後1年以内であること。
- (エ) 補助金の交付申請日から5年以上継続して本市に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次の全てに該当すること。

- (ア) 補助対象者及びその世帯員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (イ) 補助対象者及びその世帯員が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (ウ) 補助対象者及びその世帯員が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用している者でないこと。
- (エ) 補助対象者及びその世帯員が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者でないこと。
- (オ) 補助対象者及びその世帯員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (カ) 補助対象者及びその世帯員が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者でないこと。
- (キ) 日本人又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、若しくは定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (ク) 申請日から10年以内に補助対象者を含む世帯員として地方自治体か

ら移住に伴う補助金を受給していないこと。（移住に伴う補助金を全額返還した場合及び過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が18歳以上となった場合であって、佐賀県及び本市が認める場合を除く。）。

(ケ) 本市の市税を滞納していないこと。

(2) 就業に関する要件 ア又はイのいずれかを満たしていること。

ア 一般就業の場合 次の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。

(イ) 就業先が、佐賀県が補助金の対象として就職マッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役その他の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて補助金の対象となる法人に就業していること。

(オ) (イ)の求人への応募日が就職マッチングサイトに同求人が補助金の対象として掲載されている期間中であること。

(カ) (イ)の就業先に補助金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材就業の場合 次の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 当該法人に補助金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加など、離職することが前提でないこと。

- (3) テレワークに関する要件 次の全てを満たしていること。
- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意志により移住した場合であつて、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
  - イ 法人に雇用されている者であつて、その法人の取締役などの役員を移住者の3親等以内の親族が務めていないこと。
  - ウ 移住先でテレワーク勤務を行い、原則として恒常的に通勤しないこととし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。
  - エ 国の地域未来交付金（デジタル実装型）又はこの前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (4) 起業に関する要件 県要領に定める起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。
- (5) 関係人口に関する要件 次のすべてを満たしていること。
- ア 転入時の要件 次のいずれかに該当すること。
    - (ア) 本市に5年以上住民登録していたことがある者。
    - (イ) 3親等以内の親族が本市に5年以上住民登録していること。
    - (ウ) 5年以内に、複数年にわたり本市にふるさと納税をしたことがある者。
  - イ 就業の要件 次のすべてを満たしていること。
    - (ア) 令和7年4月1日以後に本市において農林漁業に就業又は就業のための研修を開始した者のうち、別表第1に掲げる農林漁業の人材確保支援策を活用したものであること。
    - (イ) 補助金の申請日から5年以上農林漁業への就業（研修修了後の就業を含む。）を継続する意思を有していること。

（補助金の額）

**第4条** 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 単身世帯 60万円
  - (2) 2人以上の世帯 100万円
- 2 前項第2号に規定する世帯において、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき100万円を加算する。

(補助金の交付申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、唐津市地方創生移住支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 移住元の住民票の除票（2人以上の世帯にあっては、世帯員分の住民票の除票又は住民票謄本）
- (2) 移住先の住民票謄本
- (3) 本市の市税を滞納していないことを証する書類
- (4) 写真付き身分証明書の写し
- (5) 別表第2に掲げる書類

2 前項各号に定めるもののほか、申請者が日本国籍を有しない場合においては、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写しを添付しなければならない。

3 補助金の申請については、同一世帯において1回限りとする。

4 規則第15条の規定による実績報告書の提出は、第1項の申請書の提出により、されたものとみなす。

5 第1項の補助金交付申請書の提出期限は、毎年度1月末日とする。

(補助金の交付の条件)

**第6条** 規則第6条第3項の規定により補助金の交付の決定においては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助金の交付申請日から5年を経過する日までの間に本市から転出したときは、市長に報告すること。
- (3) 補助金の交付申請日から1年を経過する日までの間に第3条第2号又は第5号に規定する要件を満たす職を辞したときは、市長に報告すること。
- (4) 県要領に定める起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消されたときは、市長に報告すること。
- (5) 第3条第5号イに規定する農林漁業への就業前の研修を修了しなかったとき、研修修了後1年以内に農林漁業に就業しなかったとき又は農林漁業に就業後1

年以上継続しなかったときは、市長に報告すること。

(補助金の交付決定及び額の確定通知)

**第7条** 市長は、第5条の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査し、  
適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、その額を確定し、その  
旨を唐津市地方創生移住支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書（第5号様  
式）により申請者に通知するものとする。

(交付決定通知書の再交付)

**第8条** 申請者が補助金の交付の決定を受けた後に紛失等の理由により通知書の再  
交付を必要とするときは、氏名、住所、連絡先その他の第1号様式の申請者欄に  
記載した内容並びに再交付の理由を記載した唐津市地方創生移住支援事業補助金  
交付決定及び額の確定通知書再交付願（以下「再交付願」という。）を市長に提  
出しなければならない。

(再交付の決定通知)

**第9条** 市長は、前条に規定する再交付願を受理した場合は、その内容を審査し、  
適当と認めたときは、速やかに交付決定及び額の確定通知書に再交付である旨を  
記載し、当該申請者に通知するものとする。

(報告及び立入調査)

**第10条** 市は、本事業が適切に実施されたかどうかを確認するため必要があると  
認めるときは、補助金の申請者に対し本事業に関する報告及び立入調査を求める  
ことができる。

(交付の決定の取消し及び返還請求)

**第11条** 市長は、補助金の交付を受けた者が次の要件に該当する場合は、補助金  
の全部を取り消し、補助金の全額の返還を請求する。

- (1) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金の交付申請日から3年を経過する日までの間に本市から転出した場合
- (3) 補助金の交付申請日から1年を経過する日までの間に第3条第2号又は第5  
号に規定する要件を満たす職を辞した場合
- (4) 県要領に定める起業支援事業に係る起業支援金の交付の決定を取り消された

場合

(5) 第3条第5号に規定する農林漁業への就業前の研修を修了しなかった場合、研修修了後1年以内に農林漁業に就業しなかった場合又は農林漁業に就業後1年以上継続しなかった場合

2 市長は、補助金の交付を受けた者が補助金の交付申請日から3年を経過する日を超え5年を経過する日までの間に本市から転出した場合は、補助金の一部を取り消し、補助金の半額の返還を請求する。

3 前2項の規定にかかわらず、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると佐賀県及び市が認めた場合は、この限りでない。

(補則)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、告示の日から施行し、令和元年度の補助対象事業から適用する。

**附 則（令和2年告示第72号）**

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の補助対象事業から適用する。ただし、令和元年10月1日から令和2年3月31日までに転入した場合には、なお従前の例による。

**附 則（令和2年告示第243号）**

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、この要綱の規定による改正前の唐津市地方創生移住支援事業補助金交付要綱の規定によりなされた補助金の交付申請については、なお従前の例による。

**附 則（令和3年告示第239号）**

(施行期日等)

1 この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後の唐津市地方創生移住支援事業補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以後に転入した補助対象

者に係る補助金の交付申請から適用する。

(経過措置)

- 2 令和3年4月1日前に転入した補助対象者に係る補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

**附 則（令和4年告示第129号）**

(施行期日等)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後の唐津市地方創生移住支援事業補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以後に転入した補助対象者に係る補助金の交付申請から適用する。

(経過措置)

- 2 令和4年4月1日前に転入した補助対象者に係る補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

**附 則（令和5年告示第103号）**

(施行期日等)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後の唐津市地方創生移住支援事業補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後に転入した補助対象者に係る補助金の交付申請から適用する。

(経過措置)

- 2 令和5年4月1日前に転入した補助対象者に係る補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

**附 則（令和5年告示第257号）**

この要綱は、告示の日から施行する。

**附 則（令和5年告示第277号）**

この要綱は、告示の日から施行する。

**附 則（令和6年告示第99号）**

この要綱は、告示の日から施行する。

**附 則（令和7年告示第83号）**

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、この要綱による改正後の唐津市地方創生移住支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に転入した補助対象者に係る補助金の交付申請から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前に転入した補助対象者に係る補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

この要綱は、告示の日から施行する。

#### 附 則 (令和8年告示第66号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の唐津市地方創生移住支援事業補助金交付要綱（次項において「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる交付申請に係る補助金から適用し、同日前に行われた交付申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の日の前日までに、この要綱による改正前の唐津市地方創生移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき使用されている様式（次項において「旧様式」という。）は、新要綱の様式とみなす。
- 4 この要綱の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第 1 (第 3 条関係)

区分	実施主体	人材確保支援策
農業	佐賀県	新規就農者育成総合対策 (就農準備資金)
	唐津市	新規就農者育成総合対策 (経営開始資金) 唐津市明日の農業者チャレンジ支援事業
漁業	佐賀県漁業就業者 支援協議会	経営体育成総合支援事業 (長期研修事業対象者)
	唐津市	唐津市明日の漁業者チャレンジ支援事業
林業	全国森林組合連合 会	「緑の雇用」新規就業者育成推進事業 (林業 作業士研修対象者)

別表第 2 (第 5 条関係)

区分	証明書類等
第 3 条第 2 号に規定する要件を満たす者	就業証明書 (唐津市地方創生移住支援事業 補助金の申請用) (第 2 号様式)
第 3 条第 3 号に規定する要件を満たす者	就業証明書 (唐津市地方創生移住支援事業 補助金の申請用) (第 3 号様式)
第 3 条第 4 号に規定する要件を満たす者	起業支援金の交付決定通知書の写し及び個人 事業の開業届出書の写し又は法人設立届 出書の写し
第 3 条第 5 号アに規定する要件を 満たす者	本市に 5 年以上住民登録していたこと又は 3 親等以内の親族が本市に 5 年以上住民登 録していること又は 5 年以内に、複数年に わたり本市にふるさと納税をしたことを証 する書類
第 3 条第 5 号イに規定する要件を 満たす者	(新規就農者育成総合対策 (就農準備資 金) の場合)

- ・ 佐賀県就農準備資金等研修計画の承認通知書の写し又は新規就農者育成総合対策（就農準備資金）の交付決定通知書の写し（新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の場合）
- ・ 新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の交付決定通知書の写し（唐津市明日の農業者チャレンジ支援事業の場合）
- ・ 就業証明書（唐津市地方創生移住支援事業補助金の申請用）（第4号様式）
- ・ 明日の農業者チャレンジ支援給付金の給付決定及び額の確定通知書の写し（「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の場合）
- ・ 就業証明書（唐津市地方創生移住支援事業補助金の申請用）（第4号様式）
- ・ 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の研修承認通知書の写し
- ・ 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の研修実施計画書の写し（経営体育成総合支援事業の場合）
- ・ 就業証明書（唐津市地方創生移住支援事業補助金の申請用）（第4号様式）
- ・ 長期研修支援事業（独立型）実施の認定通知の写し（唐津市明日の漁業者チャレンジ支援事業の場合）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業証明書（唐津市地方創生移住支援事業補助金の申請用）（第4号様式）</li> <li>・ 明日の漁業者チャレンジ支援給付金給付決定及び額の確定通知書の写し</li> </ul>
東京23区外の東京圏から東京23区に所在する勤務先へ通勤していた者	雇用保険被保険者離職票の写し、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し又は通勤していた東京23区に所在する勤務先の使用者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第22条第1項の規定により交付した在勤地及び在勤期間の分かる証明書
東京23区外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者	登記事項証明書、登記簿謄本その他の移住元での在勤地及び5年間の在勤期間の分かる書類
東京23区外の東京圏から東京23区に通勤していた個人事業主	確定申告書の写しその他の移住元での在勤地及び5年間の在勤期間の分かる書類
東京圏から東京23区内に所在する大学等に通学していた者	卒業証明書その他の卒業校及び在学期間の分かる書類

(表)

第1号様式 (第5条関係)

年 月 日

唐津市長 様

唐津市地方創生移住支援事業補助金交付申請書

唐津市地方創生移住支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

1 申請者欄

ふりがな		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話 番号	
メール アドレス			

2 補助金の内容 (該当する欄に○を付けてください。)

単身・世帯	単身	世帯		
同時に移住した世帯員の人数 (1の申請者は含まない。)		人	左記家族の人数のうち18 歳未満の者の人数	人
就業・起業	就業	起業	テレワ ーク	関係 人口

3 各種確認事項 (該当する欄に○を付けてください。) ※

裏面「唐津市地方創生移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A 誓約する	B 誓約しない
裏面「唐津市地方創生移住支援事業補助金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A 同意する	B 同意しない
交付申請日から5年以上継続して本市に居住する意思について	A 意思がある	B 意思がない
申請者を含む世帯員の地方自治体からの移住に伴う補助金受給状況について (申請日から10年以内)	A 受給していない	B 受給している
(一般就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役その他の経営を担う職務を務める者との関係	A 3親等以内の親族に該当しない	B 3親等以内の親族に該当する
(就業・起業・関係人口の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A 意思がある	B 意思がない
(テレワークの場合のみ記載) 本市への移住の意志について	A 自己の意志である	B 所属からの命令である

※ 各種確認事項のBに○を付けた場合は、補助金の支給対象となりません。

(裏)

#### 4 転入前の住所

住所	
----	--

#### 5 東京23区への在勤履歴※

期間（年月日～年月日）	就業先名称	就業先所在地

※ 東京23区外に居住し、かつ、東京23区へ通勤していた場合に在勤履歴を記載してください。

※ 東京23区への在勤後、移住前に東京23区外での在勤履歴があれば記載してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援補助金の支給対象となりません。

#### 6 移住後の生活状況※

就業先及び部署	
住所	
就業先に行く頻度	

※ テレワークによる移住のみ

#### 唐津市地方創生移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

- 佐賀県及び唐津市から唐津市地方創生移住支援補助金に係る報告及び立入調査を求められた場合は、それに応じます。
- 次の各号のいずれかに該当したときは、唐津市地方創生移住支援事業補助金交付要綱第11条に基づく補助金の交付の決定の取消し及び返還請求に応じ、当該金額の補助金を返還します。
  - 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けた場合 補助金の全額
  - 補助金の交付申請日から3年を経過する日までの間に本市以外の市町村に転出した場合 補助金の全額
  - 補助金の交付申請日から1年を経過する日までの間に第3条第2号又は第5号に規定する要件を満たす職を辞した場合 補助金の全額
  - 県要領に基づく起業支援事業に係る起業支援金の交付の決定の取消しを受けた場合 補助金の全額
  - 第3条第5号に規定する農林漁業への就業前の研修を修了しなかった場合、研修修了後1年以内に農林漁業に就業しなかった場合又は農林漁業に就業後1年以上継続しなかった場合 補助金の全額
  - 補助金の交付申請日から3年を経過する日を超え5年を経過する日までの間に本市以外の市町村に転出した場合 補助金の半額
- 唐津市地方創生移住支援補助金の支給を受けた後に現況の報告をもとめられた場合は、それに応じます。

#### 唐津市地方創生移住支援補助金に係る個人情報の取扱い

- 唐津市は、唐津市地方創生移住支援補助金の交付に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。
  - 唐津市は、当該個人情報について、国及び佐賀県への実施状況の報告等のため、国及び佐賀県に提供する場合があります。
  - 唐津市は、年に1度住民基本台帳による居住確認を行うとともに、転出した場合は、その転出先の確認を行う場合があります。
- ※ この申請書の提出をもって、申請者又はその世帯員について、第3条第1号ウ（ア）から（カ）までに規定する要件に該当するか否かに関し市長が必要と認めるときは、佐賀県唐津警察署に照会することを承諾します。

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

唐津市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

⑩

就業証明書（唐津市地方創生移住支援事業補助金の申請用）

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
職種	
勤務者と代表者、取締役等の経営を担う者との関係 ※一般就業の場合のみ	3親等以内の親族に該当しない。
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない。

勤務者の勤務状況などの情報を、国、佐賀県及び唐津市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

※ 移住支援金は申請日から1年以内に要件を満たす職を辞した場合、当該勤務者に返還を請求することになっています。

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

唐津市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

印

就業証明書（唐津市地方創生移住支援事業補助金の申請用）

次のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所（移住前）	
勤務者住所（移住後）	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
勤務先の役員	勤務者の3親等以内の親族が取締役などの役員を務めていない。
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む。）ではない。 また、所属先企業等では引越し費用等の負担はしていない。
移住先での業務内容	移住元で実施していた業務を引き続き行う。
テレワーク勤務	移住先で週20時間以上のテレワーク勤務を行う。
勤務先へ行く頻度	勤務日数の1/5以下で、かつ、通勤手当として定期券

	相当の交通費の支給はしていない
交付金による資金提供	勤務者に地域未来交付金（デジタル実装型）又はこの前 歴事業による資金提供をしていない。

勤務者の勤務状況などの情報を、国、佐賀県及び唐津市に提供することについて、  
勤務者の同意を得ています。

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

唐津市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

印

就業証明書（唐津市地方創生移住支援事業補助金の申請用）

次のとおり相違ないことを証明します。

申請者名	
申請者住所	
申請者電話番号	
活用支援策	
活用年月日	
就業年月日	

申請者の勤務状況などの情報を、国、佐賀県及び唐津市に提供することについて、申請者の同意を得ています。

※農林漁業への就業前の研修を修了しなかった場合、研修修了後1年以内に就業しなかった場合又は就業後1年以上継続しなかった場合は、当該申請者に返還を請求することになっています。

第5号様式（第7条関係）

唐 第 号  
年 月 日

申請者 様

唐津市長



唐津市地方創生移住支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書

唐津市地方創生移住支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり補助金を交付することを決定し、あわせて額を確定しましたのでお知らせいたします。

1 補助金 円

2 注意事項

(1) 補助金の交付の決定の取消し及び返還請求

唐津市地方創生移住支援事業補助金交付要綱第11条に基づき、次に掲げる要件に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全額又は半額の返還を請求します。

ア 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けた場合 補助金の全額

イ 補助金の交付申請日から3年を経過する日までの間に本市以外の市町村に転出した場合 補助金の全額

ウ 補助金の交付申請日から1年を経過する日までの間に第3条第2号又は第5号に規定する要件を満たす職を辞した場合 補助金の全額

エ 県要領に基づく起業支援事業に係る起業支援金の交付の決定の取消しを受けた場合 補助金の全額

オ 第3条第5号に規定する農林漁業への就業前の研修を修了しなかった場合、研修修了後1年以内に農林漁業に就業しなかった場合又は農林漁業に就業後

1年以上継続しなかった場合 補助金の全額

カ 補助金の交付申請日から3年を経過する日を超え5年を経過する日までの間に本市以外の市町村に転出した場合 補助金の半額

## (2) 状況報告及び立入検査

唐津市は、本事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、補助金の申請者に対し本事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

## (3) フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用

この通知書は、フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

移住支援金の返還を請求された場合は、フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年を経過する日までの間に取扱金融機関への申込みが必要となります。

## (4) 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用

この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。

移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。